

秋の月王山を

日玉山の自然と宗教遺跡探訪会

●日 時 10月25日 9時出発 (12時に下山予定)

●集合場所 ふれあい塾駐車場

小学生以上の方なら、どなたでも参加できます。 8時30分までにふれあい塾駐車場に集合してください。 筆記用具とビニール袋などをご持参ください。

「人権啓発への展望」(総務庁長官官房地域改善対策対策室編集)という本の中に、平成8年度、人権・同和問題に関する指導者養成研修会の記録が載っていました。

その中に「人権を考える必要がない社会」という題で、読売新聞社解説部次長の田中正人氏の講演が分かりやすく書かれていました。その内容を今回は紹介します。

差別で きずつく 人の心

全田中3年 藤本 涼子さん

「皆さんはどんなときに人権を考えられますか。」

日本人一般についていいますと、人権を考える機会というのはありません。たまにあっても対岸の火事を見るような感じで人権をとらえがちです。テレビの物語とか、あるいは映画を見るようなそういう感じになってしまいがちです。なぜかといいますとわたしが思うのは、日ごろ、人権を考えなくても暮らしていける社会になっているからです。自分の問題、身近な問題として考えにくい、そういう社会になっています。

今年になってからそれを象徴するような二つの出来事。ごく当たり前の身近な行動に接しました。

一つは、点字ブロックというのがありますけれど も、あれが歩道の上とか駅のホームに、目の見えな い人がきちんと危なくないように敷設されています。 どこへ行っても大体点字ブロックというのがあるよ うになっている。ある山手線の駅の朝のラッシュア ワーのときです。ラッシュアワーですからホームの 上も超満員です。みんな急ぎ足で歩いている。点字 ブロックの上も歩かざるを得ない。わたしも点字ブ ロックの上を歩いていた。目の前に二人連れの女性 が歩いている。二人ともヒールを履いている。わた しのすぐ後ろをくっついて歩いているものですから、 この女性たちの話し声が聞くともなく聞こえました。 一人の女性が突然転びそうになりました。ヒールの 先が点字ブロックのいぼいぼにひっかかったんです。 その転びそうになった人が「本当にこれ邪魔なのよ。 このいぼいぼがいつもヒールの先にひっかかって転 びそうになるの。この上を歩きたくないんだけれど しょうがないわね、今日は」と連れの女性につぶや くわけです。連れの女性は「そうなの、そうなの。 わたしもいつも転びそうになるから、注意している のよ」とそういう話をしながら歩いている。「このい ぼいぼ邪魔なんだよね」というこの言葉、差別する 意図、差別するつもりは全くそのときなかったと思 います。ないはずです。

しかし、ここにも日本の人権状況の一つの典型が あるなとわたしは感じました。どういうことかと言 いますと、差別するつもりは多分なかった、間違い ないと思います。逆に差別するつもりがあったかというと、これはない。何か起きたとき、あるいは何か言ってしまったとき、俺は差別するつもりなんか全くなかったんだ。わたしは差別する意図は全くなかったというのはだれにでもいえます。

肝心なのは、行動、考え方、あるいは行い。これが出る前に差別しないつもりがあるかどうか。無意識の意識の中に人権感覚が根づいているかどうか、芽生えているかどうか、あるいは開かれているかどうか。差別したくなる心といいますか、こういうものがないと差別しないつもりというのはなかなか芽生えてきません。

もしこの二人の女性が福祉のまちづくりのアンケートに応じたとします。例えばこういう項目がある。「目の見えない人も平等でいろんな所へ一人で行けるよう点字ブロックを街中の全部に敷設した方がいいと思いますか」。物も言わずにマルをつけると思います。「点字ブロックの突起を分かりやすいようにもっと大きくしたほうがいいと思いますか」。これもまたマルをつけると思います。

さっきの「邪魔なんだよね」というのは、このアンケートのマルとどうちがうのでしょうか。「邪魔なんだよ」と言ったとき、頭の中の教科書は閉じられています。アンケートに応じるマルをつけるとき、頭の中の教科書は開かれています。ですからスムーズに人権が考えられる。

先ほど、普通大多数の人々にとって人権を考える必要がない社会だと申し上げましたけれど、頭の中の人権の知識はものすごい人たちがたくさんいるんです。けれども、泣いたり、笑ったり、滑ったり、転んだりしている日常の大半の考えと行動の中では不必要だから、そのときの頭の中の教科書は開かれていない。どうしても「差別しないつもりという意識」が芽生えてこない。だからついつい日常の行動をしているときは、「邪魔なんだよ」と差別するつもりはなくても出てしまう。

ひろげよう 差別をなくし 平和の輪

あいさつで 今日から広がる 心の軸

金田中3年 山口 恵さん

もう一つこんなことがありました。やはりラッシュアワー のときでした。わたしは小田急線で通勤しておりますが、急 行のように主要駅以外ノンストップで行く電車と各駅停車と ありますが、その急行電車のある駅で、超満員の電車です。 ある駅に着いたら、明らかに70歳過ぎと思われる高齢者の方 が乗ってこられた。杖をついておられた。高齢者と分かる杖 をついた方ですから、みんなは多少スペースを空けようとす るんですが、超満員ですからなかなか空かない。結局、ギュ ウギュウ詰めで、その方は本当におしくらまんじゅうに押さ れるように乗るしかなかった。今度はわたしの後ろのほうか らまたつぶやき声が聞こえてきた。これは二人のサラリーマ ンです。どんなつぶやきかというと、「こんなに込んでいる 電車に乗ってこなくてもいいのになぁ」と。連れの方と思わ れる人も、「そうなんだよな。ちょっと待てば、ゆっくり座 っていける各駅停車が来るのになぁ」と、こういう会話です。 ここにも差別しないつもりが欠けているなと思いました。 「こんなに込んでいる電車に乗ってこなくてもいいのになぁ」 は、「年寄りなんだからすいてる電車に乗ってゆっくり行け ばいいじゃないかし。連想すればそういう発想です。

日本は伝統的というと何かおかしいですが、昔から女、子 ども、年寄りは黙ってろ、引っ込んでいろというこれまたお かしな文化みたいな慣習がありました。老人ホームといわれ る施設。昔から決まって山間、人里離れた所につくられまし た。施設に収容するという、それでよしとするようなそうい った慣習みたいなものがありました。最近では街の中に一般 の人たちと一緒に暮らしてこそ完全参加なんだということ で、いろいろな形が考えられていますけれども、大半は追い やり、隔離の発想がありました。こんなに込んでいる電車に 乗らなくてもというのも敢えて言えば、隔離、追いやりです。 その高齢者にとっては自由に自分の気の向いたとき、気の向 いた時間、気の向いた電車で、気の向いたところへ行きたい。 これが完全参加です。その高齢者の人権、考えと存在です。 存在と意思表示が認められることです。その方が、込んでる から各駅停車にしようと、そういうように思われるなら別で すけれども、周りの社会がそれを追いやるような感覚で、こ んなに込んでいる電車に乗ってこなくてもいいのになという ことではいけないと思います。存在と意思表示、お互いに平 等であるという考えにはならない。

なかなかこのちがいを認めるというのが日本の社会では苦手です。しかし本当に満員電車の中でも、あるいはラッシュアワーのホームでも、どこにでもあるような何気ない行動の中に、日本の社会の人権状況を表している事例というのが身の回りにいっぱいあります。どうしてそんなにいっぱいある

かというと、人間の泣いたり、笑ったり、滑ったり、転んだりすること、つまり存在と意思表示、これが人権の基本ですから、人間が動いている限り人権がどこにでもあるわけです。

差別というのはもともと存在するものではなくて、そうした人間の当たり前の行動から人間が作り出してくるものですから、基本になるのは人間の存在であり意思表示だと思います。俺は差別していない、差別するつもりはなかった。それはそれで結構なことです。しかし結構なことですが、それだけでは人権の感覚は成熟しない。この世の中に差別という行為がある、現象がある、事象がある。そして差別されている人がいるというところまで考えを思いやることができるかどうか。何かあったときにではなくて、いつもです。人間が住んでいる以上、人間がいる以上、この世の中に差別というものがあるんだということに触れて、自分の意識を働かせて思いやる。これが人権の文化を作っていくことだと思います。

「このいぼいぼ邪魔なんだよね」あるいは「こんなに込んでいる電車に乗ってこなくてもいいのに」、そういったちょっとした人間の当たり前の泣いたり、笑ったり、滑ったり、転んだりする人間の日常的な行動と考え、つまり存在と意思表示、これを人権的に考える文化です。癖、慣れといってもいいです。この人間の当たり前の行動を、「人権的に考える」「考えようとする癖」、これが人権の畑を耕すことです。意識なのです。「あ、これはちょっと差別的じゃないのかな」と。「いぼいぼ邪魔なんだよね」と言っちゃったけども、いや、そうじゃない。これは必要な人がいるんだ、というようにチラッと人権的に思うやる心です。人間の存在と意思表示を自分のことと同じように考える慣れが、畑を耕していくことです。

一言で言えば、大多数の人々にとって日本の社会は人権を考えなくても暮らしていける社会です。だからどうしても何か問題があったときだけ考えればいい。しかし人権というのは問題があるから考えるのではないのです。問題がなくたって人権はあるのです。人がそこに存在し、行動し、何かを考えていればそれが人権ですから。問題がなくたって人権はある。

数年前の人権標語に、「人間が一人いれば人権が一つある」という標語がありました。ですからいまは58億の人類が地球上にいますから58億の人権があるはずです。人がそこに存在していて何かの行動をし、泣いたり、笑ったり、滑ったり、転んだりしていること、つまり存在と意思表示がイコール人権の基本だと思います。

人権は あなたの大切な お守り

金田中3年 津川 佳子さん

10月30日から 改正道路交通法の 一部が施行されます。



また、車両等の運転者は、通行に支障のある高齢歩行者が 通行しているときは、一時停止や徐行して、その通行を妨げ ないようにしなければなりません。

■高速自動車国道等における

トレーラーの通行区分に関する特例

高速自動車国道等において、高速走行しているトレーラー が追い越しなどのために進路を変更するときにバランスを失 い重大事故につながるケースが見られることから、トレーラ ーは車両通行帯が設けられた高速自動車国道や自動車専用道 路の標識等により指定された区分を通行する場合は、その最 も左側を通行しなければならないこととしました。

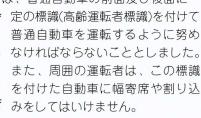
改正道路交通法のあらまし

■高齢運転者の保護



高齢運転者は加齢に伴う身体機能の低 下により、危険を避けるためのとっさの 行動をとることが困難になったり、危険 の発見や回避が遅れがちになったりしま す。このような高齢運転者の保護を図る ため、75歳以上の高齢運転者で、身体機 能の低下により自動車の運転に影響を及 ぼす恐れがあると自ら判断した場合につ いては、普通自動車の前面及び後面に一

9年ぶりに1



■高齢歩行者の保護

高齢者の交通事故による死者のうち、歩行中の死者がほ ぼ半数を占めており、高齢歩行者の保護の必要性が非常に 高くなっています。今回の改正では、通行に支障のある高 齢歩行者が、道路を横断しようとしている場合、高齢歩行 者から申し出があったときなど必要があると認められると きは、その場に居合わせた人は、誘導・合図をするなどし て、高齢歩行者が安全に横断できるよう努めなければなら ないこととしました。

■交通情報を提供する事業者の配慮義務

交通情報の提供は、それが正確かつ適切に行われれば交通 の安全と円滑に資するものですが、誤った情報や不適切な情 報の提供が行われると、交通の安全と円滑に支障が生じさせ る恐れがあります。交通情報提供事業者は、正確かつ適切な 交通情報を提供し、交通の安全と円滑に資するよう配慮しな ければならないこととしました。

(そのほかの主な項目)

- ●免許の欠格期間の延長
- ●自動車等の運転者に重大違反行為をさせた者等に対 する免許の拒否等
- ●交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等 の促進
- ●交通安全教育指針の作成及び公表
- ●申請による免許の取消
- ▲軽微違反行為をした者の受講義務
- ▲75歳以上の者の免許更新に関する特例

(施行期日)

- ■印は平成9年10月30日から
- ●印は平成10年4月から予定
- ▲印は平成10年10月から予定



高齢者の皆さん シルバー人材センターで 仕事を見つけてみませんか?

シルバー人材センターでは、高齢者に臨時・短期的 な就業機会を提供しています。

国や地方紙自治体の援助を受けて運営される公益法 人として、現在、全国に750団体が設立され、約42万 人が会員登録しています。

健康で働く意欲と能力がある、おおむね60歳以上の 方ならどなたでも会員になれます。官公庁や企業から 各地域センターが仕事を受託し、会員の皆さんに働い ていただくシステムです。

職種は一般作業から専門的な知識・技術が求められ るものまでさまざま。仕事量に応じた配分金が支払わ れます。

ベテラン社会人としてのあなたのキャリアを生かし ながら、働く喜びも再発見してみませんか。

シルバー人材センターには あなたの知識や経験を生かせる 仕事がいろいろあります。

- ●一般作業……清掃 除草 包装
- ●専門技師……家庭教師 講師 翻訳 経理
- ●技 能······大工·園芸業 和洋裁
- ●事 務……あて名書き 毛筆 受付
- ●管 理……駐車場・駐輪場・ビル施設の管理
- ●サービス……福祉·家事援助 観光ガイド
- ●外 交……集金 検針 広報紙のなどの配布

シルバー人材センターへのお問い合せ先は 田川地区シルバー人材センター事務局 **23**44-8925

実行していますか、 台所での水の捨て方の一工夫?

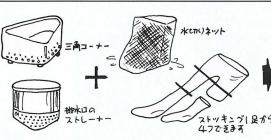
調理くずや食べカスは、川を汚す大きな原因です。

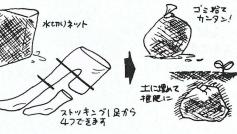
流しの三角コーナー二は、ネットや古いストッキングをかけましょう。 また、油や食物で汚れたなべや食器は、キッチンペーパーやボロ布などで 拭き取ってから洗う習慣を。



細かい調理くずもシャットアウト!

三角コーナーや 排水口の ストレーナーには、 市販のネットや 使い古しの ストッキングをかけて くずを流さない。





いま学ぼう、 水質汚濁の深刻さ、 取り戻そう、 美しい川の流れ

水質に関する お問い合せは

金田町生活排水対策推進協議会

事務局:金田町役場福祉課環境衛生係 ☎22-6664までお問い合せください

ご参加ください

ふれあいコンサート

川崎養護学校では、生徒の学習発表の場として次のとおり ふれあいコンサートを行います。またコンサート終了後にパ ザーを行います。ぜひご来場ください。

■日時/11月9日 10時~12時 ■会場/田川青少年文化ホール ■内容/児童生徒による劇や合奏・福岡金管バンドwithアリエスのコンサート

詳しいお問い合せは

福岡県立川崎養護学校 ☎72-7788

働く人の労働相談

福岡県労働部では、労働者の皆さんの賃金、労働時間などの労働条件や解雇に関する相談を行います。相談は無料で秘密は固く守られます。

- ■日時/11月7日 13時~19時 11月8日 10時~18時
- ■場所/エマックスイイヅカ2F(飯塚バスセンター2F)

詳しいお問い合せは

福岡県筑豊労働福祉事務所 ☎0948-22-1149

10月は高齢者雇用促進月間です。 筑豊地域高齢者合同面談会

労働省・福岡県・公共職業安定所では、毎年10月を高齢 者雇用促進月間と定め雇用促進のため、次のとおり筑豊地域 高齢者合同面談会を行います。

■日時/11月17日 13時~ ■場所/のがみプレジデントホテル

詳しいお問い合せは

ハローワーク田川 2544-0291

不動産取得税の軽減について

不動産取得税は、不動産(家屋、土地)を取得した方に課税されます。

要件によっては、不動産取得税が軽減されますので、県税事 務所へお尋ねください。

- ●中古住宅 新築された日から木造は15年、非木造は20 年以内の住宅で居住するとき。
- ●新築住宅用土地 土地を取得した日から2年以内に住宅 を新築した場合。
- ●中古住宅土地 土地を取得した日から1年以内に中古住宅を取得した場合。

詳しいお問い合せは

田川県税事務所 144-8111(内線214)

飯塚駐屯地記念行事

陸上自衛隊飯塚駐屯地記念行事を次のとおり行います。 当日は模擬戦闘やジープ試乗コーナーなど盛りだくさん の催し物があります。ぜひ、ご参加ください。

■日時/10月26日 10時~14時 ■場所/陸上自衛隊飯塚駐中地

詳しいお問い合せは

陸上自衛隊飯塚駐屯地広報室☎094822-7651(内線246)

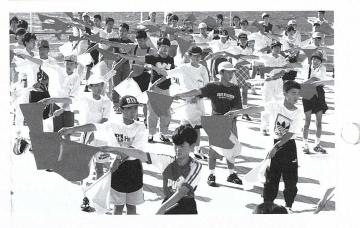
試験・講習会

ワープロ技能3級・4級検定試験

日商ワープロ技能3級・4級検定試験を次のとおり行います。

■日時/12月7日(時間は後日編成) ■会場/ヤングワーク FUKUOKA(石炭記念公園内) ■申込み期間/10月22日~ 11月11日 ■受験料/4級-3,060円・3級-6,120円 詳しいお問い合せ、申込先は 田川商工会議所☎44-3150

募集



国内体験航海B&G「少年の船」参加者募集

「少年の船」は、体験航海と沖縄での海洋性スポーツなどを通じて、豊かな人間形成と人類と海の係わりを学ぼうと行われているものです。対象は全国の小学校5、6年生と中学生です。

- ■日程/平成10年3月31日~4月6日(6泊7日) ■寄港地/ 沖縄 ■募集人数/金田町から1人 ■参加費/68,000円
- ■申込み方法/B&G海洋センター(温水プール)に12月6日まで直接電話でお申し込みください。

詳しいお問い合せ、申込先は

B&G海洋センター(温水プール) ☎22-5868

青年海外協力隊員募集

青年海外協力隊員を募集します。

あなたの技術、経験、情熱を発展途上国のために活かしてみませんか。派遣のシステムや待遇などの説明会を次のとおり行います。入場料、予約など一切不要です。

■応募資格/20歳~39歳まで ■募集期間/10月15日~ 11月30日 ■説明会の日時・場所/10月16日、11月11日、 16日(アクロス福岡7階大会議室)・10月21日(小倉KMMビル 4階第3会議室)・11月4日(JICA九州国際センター) いずれ の会場も18時30分~21時まで

詳しいお問い合せは

国際協力事業団九州国際センター 2093-671-8349 青年海外協力隊事務局 203-5352-7261 24時間テレフォンガイド 2093-671-6354

••••••

心身障害児在宅介護教室参加者募集

(財) 福岡県重症心身障害児を守る会では、次のとおり心身障害児在宅介護教室を行います。

■日時/11月22日~23日 1泊2日 ■会場/原鶴温泉「ほなみ」 ■参加資格・定員/県内の介護者及び障害のある子ども(おおむね就学前)30家族 ■参加費/無料 ■申込み方法/役場福祉課にある「参加申込書」に必要事項を記入の上、同守る会事務局までお申し込みください。

詳しいお問い合せ、申込先は

(財) 福岡県重症心身障害児を守る会事務局 〒816 春日市原町3-1-7 福岡県総合福祉センター6F ☎092-582-3929 図092-582-3930

町の写真募集

11月1日〜2日に行われる「ふるさとカナダふれ あいフェスタ」に展示する写真を募集します。 写真は、町の風景やイベントなど撮影地が金田 町であれば何でも結構です。写真の搬入などは、応

募者本人が会場で行ってください。詳しくは社会教育課まで。

あたたかい善意ありがとうございました 社会福祉法人 金田町社会福祉協議会

次の皆さんからご寄付をいただきました。 この寄付金は、社会福祉充実のため有意義に活用させていた だきます。ありがとうございました。

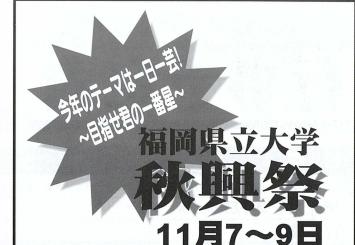
香典返し

野上 信子様(神 崎) 〔故·野上 進 様〕 吉田 茂 様(宝 見) 〔故·吉田ハル工様〕 前谷 要 様(神 崎) 〔故·前谷 達生様〕 藤本富士松様(宝 見) 〔故・藤本マサノ様〕 香月オワリ様(神崎一) 〔故・香月 豊 様〕

藤元 正海様(平 原) 〔故・藤元 ヤエ様〕

寄付金

和田 末子様(神 崎)



11月8日(土)

- ●フルコースの達人 大食い・早食い
- ●一番星(スター)誕生〜紹介編〜

Miss.Mr.コンテスト

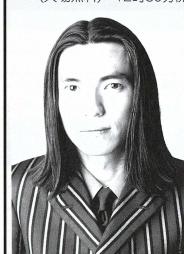
- ●スパローズ on ステージ 14:30~16:00 屋外ステージ
- ●きれいなお姉さんは好きですか? 女装コンテスト

11月9日(日)

- ●ザ・脳クイズ大会
- ●緊急企画! 愛か友情か!? あなたはどっち?
- ●一番星(スター)誕生~決定~

2日間の投票によるミス県大・ミスター県大を発表

●「ふ・か・わ」ふかわりょう on ステージ (入場無料) 12時30分開場



13:00~14:00 視聴覚ホール 当日9:30から整理券 を配布(正門)

- ●Roots〜音の源流 in FPU 学外バンドによる演奏
- ●後夜祭

芸人のつどひ・ビンゴ

詳しいお問い合せは 福岡県立大学秋興祭実行委員会 ☎42-2448(内線315)

6

10月15日~11月15日 行事予定表

予定が変更することもありますので、担当課までお問い合わせください。

		担当課ま(お問い合わせください。
	曜	行事予定
10/15	水	温水プール塗り替え工事のため10月15日まで使用できません。
16	木	●乳児健診(役場) 13:15~14:15
17	金	
18	土	温水プール無料開放日 13:00~16:00 役場はお休みです
19		
20	月	
21	火	
22	水	●心配ごと相談(福祉センター) 10:30~15:00
22	小	●70歳到達者・老人医療受給者証交付日(役場) 15:00~16:00
23	木	●小学6年生二種混合(小学校) 13:30~14:20
24	金	
25	H	役場はお休みです
26		
27	月	
28	火	
29	水	
	-	
30	木	10月分水道料全・町県民税(第3期)納付期限です
	木金	10月分水道料金・町県民税(第3期)納付期限です
30 31 11/1	木金土	10月分水道料金・町県民税(第3期)納付期限です ふるさとカナダふれあいフェスタ ~2日(町民会館周辺) 役場はお休みです
30 31 11/1 2	木金土	
30 31 11/1 2 3	木金土日月	
30 31 11/1 2 3 4	木金土日月火	
30 31 11/1 2 3 4 5	木金土日月火水	ふるさとカナダふれあいフェスタ ~2日(町民会館周辺) 役場はお休みです
30 31 11/1 2 3 4 5 6	木金土日月火水木	ふるさとカナダふれあいフェスタ ~2日(町民会館周辺) 役場はお休みです ●1歳6か月・3歳児健診(役場) 受付13:15~
30 31 11/1 2 3 4 5 6 7	木金土日月火水木金	ふるさとカナダふれあいフェスタ ~2日(町民会館周辺) 役場はお休みです ●1歳6か月・3歳児健診(役場) 受付13:15~ 青少年問題講演会「講師/ザ・フライングエレファンツ」(総合会館) 19:00~
30 31 11/1 2 3 4 5 6 7	木金土日月火水木金土	ふるさとカナダふれあいフェスタ ~2日(町民会館周辺) 役場はお休みです ●1歳6か月・3歳児健診(役場) 受付13:15~ 青少年問題講演会「講師/ザ・フライングエレファンツ」(総合会館) 19:00~ 役場はお休みです
30 31 11/1 2 3 4 5 6 7 8 9	木金土日月火水木金土日	ふるさとカナダふれあいフェスタ ~2日(町民会館周辺) 役場はお休みです ●1歳6か月・3歳児健診(役場) 受付13:15~ 青少年問題講演会「講師/ザ・フライングエレファンツ」(総合会館) 19:00~
30 31 11/1 2 3 4 5 6 7 8 9	木金土日月火水木金土日月	ふるさとカナダふれあいフェスタ ~2日(町民会館周辺) 役場はお休みです ●1歳6か月・3歳児健診(役場) 受付13:15~ 青少年問題講演会「講師/ザ・フライングエレファンツ」(総合会館) 19:00~ 役場はお休みです
30 31 11/1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	木金土日月火水木金土日月火	ふるさとカナダふれあいフェスタ ~2日(町民会館周辺) 役場はお休みです ●1歳6か月・3歳児健診(役場) 受付13:15~ 青少年問題講演会「講師/ザ・フライングエレファンツ」(総合会館) 19:00~ 役場はお休みです
30 31 11/1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	木金土日月火水木金土日月火水	ふるさとカナダふれあいフェスタ ~2日(町民会館周辺) 役場はお休みです ●1歳6か月・3歳児健診(役場) 受付13:15~ 青少年問題講演会「講師/ザ・フライングエレファンツ」(総合会館) 19:00~ 役場はお休みです 消防ポンプ操作大会(中元寺川河川敷) 9:00~
30 31 11/1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	木金土日月火水木金土日月火	ふるさとカナダふれあいフェスタ ~2日(町民会館周辺) 役場はお休みです ●1歳6か月・3歳児健診(役場) 受付13:15~ 青少年問題講演会「講師/ザ・フライングエレファンツ」(総合会館) 19:00~ 役場はお休みです 消防ポンプ操作大会(中元寺川河川敷) 9:00~
30 31 11/1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	木金土日月火水木金土日月火水	ふるさとカナダふれあいフェスタ ~2日(町民会館周辺) 役場はお休みです ●1歳6か月・3歳児健診(役場) 受付13:15~ 青少年問題講演会「講師/ザ・フライングエレファンツ」(総合会館) 19:00~ 役場はお休みです 消防ポンプ操作大会(中元寺川河川敷) 9:00~ ●ポリオ(役場) 13:30~14:20 ●補聴器相談(役場) 9:00~10:00
30 31 11/1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	木金土日月火水木金土日月火水木	ふるさとカナダふれあいフェスタ ~2日(町民会館周辺) 役場はお休みです ●1歳6か月・3歳児健診(役場) 受付13:15~ 青少年問題講演会「講師/ザ・フライングエレファンツ」(総合会館) 19:00~ 役場はお休みです 消防ポンプ操作大会(中元寺川河川敷) 9:00~

公共料金のお支払いは、便利で確実な口座振込をご利用ください。



広報カナダ '97.10月15日号 NO.337

●発行/金田町役場企画開発課

●編集/広報カナダ企画編集委員会 ●印刷/街川崎印刷

₹822-12

福岡県田川郡金田町大字金田937-2